○国土交通省告示第六百七十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年三月三十一日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第5356号	レーダー・トランスポンダー　JQX－30A型	三菱電機特機システム株式会社	東京都品川区大崎一丁目15番9号

○国土交通省告示第六百七十七号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十三号）附則第三条第一項の規定に基づき、平成二十八年四月一日付けをもって次の有害水バラスト処理設備を相当指定したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年国土交通省令第八十一号）附則第十三条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年四月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

相当指定番号	設備の名称	製造者等の名称	製造者等の住所
第2号	Miura BWMS　HK	三浦工業株式会社	愛媛県松山市堀江町7番地

○東北地方整備局告示第百三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
登米市東和町米谷字越路一二五番一から宮城県本吉郡南三陸町志津川字小森無番まで	前	一一・七〇～二三六・八〇メートル　一一・七三八キロメートル
	後	一一・七〇～二三六・八〇メートル　一二・〇四九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月十五日から二週間東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四十五号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員延長
登米市東和町米谷字岩の沢五七番から宮城県本吉郡南三陸町志津川字小森六〇番二まで	一一・七〇～一三二・一二メートル　一一・八〇二キロメートル

四　指定する期日　平成二十八年四月十五日

○東北地方整備局告示第百三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	登米市東和町米谷字越路一〇〇番一九から同市東和町米谷字福平一九一番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年四月十六日十五時

○東北地方整備局告示第百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、東北地方整備局、同局仙台河川国道事務所及び岩手河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　道路の種類及び路線名　道路の位置

一般国道　四号　仙台市宮城野区日の出三丁目八番九地先から一関市山目字立沢地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　東京ケーブルネットワーク株式会社　代表取締役社長　執行役員　土井　良一

住所　東京都文京区後楽一丁目一番七号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

道路管理者が道路管理の用に供するため設置している道路附属物である光ファイバケーブルのうち、本協定に基づき他の工作物管理者と道路管理者の兼用工作物となる芯線に断線、不通などがなく、正常な通信状態にあることの確認

四　管理の期間　平成二十八年三月二十五日から本協定の存続する日まで

○四国地方整備局告示第六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

四国地方整備局長　石橋　良啓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十三号及び四百四十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
愛媛県上浮穴郡久万高原町大川四四〇五番から同町大川四四〇九番まで	前	一二・一〇～二八・〇八メートル　〇〇・〇九八キロメートル
	後	一六・一五～三七・〇八メートル　〇〇・〇九八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第六十七号

次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月十五日から三十日間、一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

四国地方整備局長　石橋　良啓